

監査公表第24号

平成27年6月5日付けで公表した「高齢者施策に係る財務事務の執行及び事業管理について」に関する包括外部監査結果の報告に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年3月25日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	伊藤 龍峰
同	行正 晴實
同	縣 善彦

27人第1286号
平成28年2月17日

福岡県監査委員 山下芳郎様
同 伊藤龍峰様
同 行正晴實様
同 縣善彦様

福岡県知事 小川洋

平成26年度包括外部監査の結果に係る措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

高齢者施策に係る財務事務の執行及び事業管理について

監査の結果及び意見	講じた措置等
[各論]	
I 県民文化スポーツ課	
① (指摘) 仕様書の明確化について	<p>当事業の仕様書について、実施イベント回数や規模が定められていない。</p> <p>事業開始前の段階で、事業目的達成のために必要な事業内容や開催回数、目標参加者数など適切な事業規模を策定し、それを織り込んだ仕様書を作成すべきである。</p>
② (指摘) 事業報告の検証について	<p>当事業における、福岡県社会福祉協議会から提出された見積書の見積額と、事業実績報告における実績額を比較すると、人件費+11百万円、委託料▲5百万円等、大きく乖離している項目があつた。</p> <p>県としては、事業報告の提出を受けた段階で、大きく変動しているものについては、内容を確認することが必要である。また、そのうえでさらに調査の必要があれば、資料の提出を求める等、事業管理を適切に行う必要がある。</p>
③ (指摘) 再委託の規定整備について	<p>当事業の委託契約書において、再委託に係る規定が整備されていない。</p> <p>再委託に当たり承認を得ることは、業務を監督するに当たり必要となる手続であるため、契約書において再委託に関する規定を整備する必要がある。</p> <p>なお、平成26年度の委託契約においては再委託禁止の条文が記載されている。</p>
④ (意見) 委託先の選定について	<p>当事業は、福岡県社会福祉協議会に委託して実施している。委託先選定については、単独見積もりにより行われ、特命随意契約となっている。</p> <p>確かに、県社協には十分なノウハウがあり、県社協が適切な委託者の一つであることは理解できる。</p> <p>しかしながら、特命随意契約に当たっては、受託者が受託するに当たっての能力的な十分条件だけでなく、その相手以外に候補者が存在しないという必要条件について慎重に検討する必要がある。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>⑤(意見)広告収入の検討について</p> <p>当事業は、延べ約14万人が参加するイベントである。多数の参加者を集客できるメリットを生かし、協賛を募り、広告収入や、寄付を得るなど収益化の方法を検討することで、開催経費の圧縮のみならず、イベントの活性化につなげる効果が得られるのではないかと思われる。</p> <p>なお、広告収入が得られるとしても、広告主を募集するなどの手間も要する。得られる広告収入と、それに伴い発生する業務量・費用を比較衡量する必要はある。</p> <p>参加者14万人という集客力を生かし、より少ない事業費で効率的に事業を実施できるよう検討する余地はあるものと思われる。</p>	<p>平成28年度から、イベントの活性化とより少ない事業費で効率的に事業を実施できるよう、広告収入の獲得に努めるよう仕様書に明記することとした。</p>
<p>2 明るい長寿社会づくり推進事業</p> <p>①(指摘)仕様書の明確化について</p> <p>当事業における、仕様書の記載が不明確である。</p> <p>仕様作成に当たっては、事業内容のみならず、事業目的達成のために必要な開催回数や、目標参加者数など適切な事業規模を織り込んだ仕様書を作成すべきである。</p>	
<p>②(指摘)参加対象者の設定について</p> <p>当事業の参加者は広く高齢者を対象としている。しかしながら、現状では、老人クラブ加入者を対象としている。まれに、加入者以外が参加している場合もあるということであるが、特に広く一般的に参加者を募っているというわけではない。</p> <p>参加者募集に当たっては、老人クラブ加入の有無にかかわらず、広く高齢者一般に対して募集することが望まれる。</p>	<p>平成27年度から仕様書を見直し、事業内容及び事業目的のために必要な開催回数、目標参加者数などの事業規模を明記した。</p> <p>平成28年度からは事業の在り方を見直し、委託による事業実施を終了することとした。</p> <p>なお、広く高齢者一般を対象としたスポーツ大会は、引き続きねんりんスポーツ・文化祭の交流大会において実施する。</p>
<p>③(意見)委託先の選定について</p> <p>当事業は、福岡県老人クラブ連合会に委託して実施している。委託先選定については、単独見積もりにより行われ、特命随意契約となっている。</p> <p>確かに、福岡県老人クラブ連合会には十分なノウハウがあると思われる。しかしながら、福岡県老人クラブ連合会が最適な委託者の一つであったとしても、当事業の内容は、主にスポーツ大会であるため、他に実施可能な事業者がいないとまでは言い切れない。</p> <p>委託先については、他に実施可能な団体がないか否か慎重に検討を行う必要がある。</p>	

監査の結果及び意見	講じた措置等
II 健康増進課	
1 認知症医療センター	
① (指摘) 仕様書の明確化について	<p>当事業の委託契約に係る仕様書において、委託内容の記載はあるものの、規模が定められていない。</p> <p>仕様作成に当たっては、事業内容のみならず、事業目的達成のために必要な開催回数や、目標参加者数などの事業規模を設定した仕様書を作成すべきである。</p>
② (意見) 事業実績の把握について	<p>事業実績報告では、各病院において認知症に関連して実施された研究会等が羅列して記載されているが、どの委託項目を実施したものであるか明確になっておらず、把握が困難である。</p> <p>委託している事業が、適切に実施されているか否かを把握する必要があるため、報告方法の改善が必要である。</p> <p>また、実績数値のカウント方法の定義づけにより、実績数値の適切な把握が必要である。</p>
III-1 高齢者支援課(企画管理係)	
1 認知症地域医療支援事業	
① (指摘) 認知症サポート医養成研修における事業の目標管理について	<p>県には、現時点でサポート医養成者数の地域ごとの年次計画等はない。</p> <p>しかしながら、平成26年の介護保険制度改革による初期集中支援チームの設置に伴い、平成30年までに各市町村に1人のサポート医が必要になるとのことである。</p> <p>制度対応による必要性が生じるか否かにかかわらず、事業を実施し評価する上で、成果養成目標・計画を設定しておくべきである。</p>
② (指摘) かかりつけ医認知症対応力向上研修における受講状況について	
	<p>県では、事業の成果指標として、かかりつけ医の修了者累計を平成26年度までに1,698人とする目標を立てている。これに対し、かかりつけ医の修了者累計は943人であり、目標に対して大幅に未達となっている。</p> <p>まず、当初設定した目標が妥当か否かを検討し、妥当な目標であれば達成のために必要な対策を講じる必要がある。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>③(意見)認知症サポート医フォローアップ研修における受講対象について</p> <p>受講者は、サポート医は参加者全体の14%程度、サポート医以外の医師を含めても25%に留まっている。</p> <p>幅広い職種で認知症をサポートするという観点からは、サポート医以外の参加を妨げる必要はないかもしれないが、対象者の範囲を広げることで、サポート医のフォローアップに焦点を絞った深度のある研修とはならない可能性がある。</p> <p>また、このフォローアップ研修は、他の研修会を兼ねて実施している。2つの研修を兼ねることで、効率的に集客でき、サポート医にとっても日程を調整する負担が軽減されるメリットはあるが、本来の目的が達成されているのか否かを検証する必要がある。</p>	<p>認知症サポート医フォローアップ研修は、地域において医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図る認知症サポート医が、その役割を適切に担えるよう、必要な知識の習得や認知症医療センター、地域包括支援センターなどの関係機関との連携を深めることを目的としている。</p> <p>このため、受講対象を広げたり、認知症医療センター研修会と兼ねたりすることは、連携を深めるというフォローアップ研修の本来の目的を妨げるものではない。目的の達成について検証したところ、研修を受けたサポート医、認知症医療センター等が連携した認知症の人を支える体制が構築されてきており、研修の本来の目的は果たされている。</p>
<p>④(意見)事業管理と組織間の連携について(認知症サポート医フォローアップ研修)</p> <p>認知症サポート医フォローアップ研修は、認知症医療センター研修会を兼ねて実施されている。</p> <p>認知症医療センター研修会は、健康増進課が当事業と同じ委託先に委託している事業であり、2つの委託契約を、1つの研修で実施していることになる。</p> <p>重複した請求が行われていないかどうかを確認できるよう、実績報告において明記すべきである。</p> <p>また、県では、この相互に関連する事業を別々の課で担当しており、今後、事業間のさらなる連携強化を図るとともに、より効率的・効果的に運営できる体制となるよう、必要に応じ見直しを行っていくことが望まれる。</p>	<p>重複請求がないかを実績報告書で確認できるような記載を行うよう、委託先に指示した。</p> <p>事業の実施に当たっては、健康増進課と共に、効果的な研修となるよう委託先と協議し、実施することで連携を図る。</p>
<p>2 高齢者総合相談センター(シルバー110番)</p> <p>①(指摘)委託内容を超える事業の実施について</p> <p>福岡県社会福祉協議会の提出した事業実績報告によると、委託内容に含まれていない出張相談事業が実施されていた。</p> <p>県においては、委託内容と実施した内容との対比により、委託内容と相違がないか把握することが必要である。</p> <p>なお、当事業については平成25年度で終了ということであるが、その他の事業についても留意すべき事項である。</p>	<p>出張相談として、弁護士と一般相談員である委託先の職員が県内各地に出向く出張相談と、九州行政評価局が行う相談会に一般相談員が出向くものがあった。前者は平成24年度で終了し、後者は九州行政評価局への協力として実施したが、仕様書には後者の出張相談が明記されていなかったため、仕様書の内容と実施した内容が相違する結果となったものである。</p> <p>終了した当該事業と同様に委託している「介護実習・普及センター運営事業」において、平成27年度から、契約書に委託業務の内容変更に関する条項を新たに追加し、内容を変更する必要があるときは、書面により協議することを新たに定めた。委託先に対し、適正に履行するよう指導していく。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
3 介護実習・普及センター運営事業 ①(指摘) 事業の目標等に関するPDCAについて <p>事業を実施するに当たり、目的を達成するための目標件数、目標普及率の設定が明確ではない。 当事業費は、研修会の開催回数や参加者の数に直接影響を受ける。したがって研修の開催回数や参加者数を指標とするPDCAサイクルの導入が望まれる。</p>	成果指標は、講座開催回数及び受講者数に見直した。
②(指摘) 仕様書に沿った事業実施について <p>当事業の仕様書と実績報告書とを比較すると、個別研修単位では、仕様書で求める開催日数を満たしていない研修がある。 福岡県社会福祉協議会及びその再委託先が、実施方法・規模を変更した経緯については、より多くの受講者に来てもらうため、より魅力ある講座とするために変更を行ったという積極的な理由である。 しかしながら、県としては事業管理を適切に行い、仕様の変更をする際には適切な手続きを踏んだ上で行うよう指導すべきである。</p>	平成27年度から、契約書に委託業務の内容変更に関する条項を新たに追加し、内容を変更する必要があるときは、書面により協議すること新たに定めた。委託先に対して、適正に履行するよう指導していく。
③(指摘) 再委託先の適正な選定について <p>当事業のブランチ事業は、福岡県社会福祉協議会から民間事業者に再委託されているが、再委託先選定に当たり、当再委託先から見積もりを徴取していない。 福岡県社会福祉協議会においては、「経理規程」及び「契約に関する内規」を定め、目的・性質により見積書を徴する必要がないと認められる契約等については、見積書を徴しないことができるとしているが、当契約はこれに該当するものではない。 県においては、再委託に際し適切な選定かつ、適切な委託料の執行がなされているか否かについて、管理する必要がある。 なお、当事業は、平成26年度から、本部事業とブランチ事業の委託契約を切り離し、それぞれプロポーザル形式で委託先を選定している。</p>	平成26年度には、本所、ブランチ、それぞれ企画提案公募により委託先を選定した。併せて、契約書に再委託の禁止に関する条項を設け、再委託を行う場合には、事前に書面による承認を受けることとし、再委託が適切であるかの確認を行うよう見直した。
4 福祉サービス苦情解決事業 ①(意見) 事業実績の管理について【社会福祉協議会への意見】 <p>苦情解決は主に電話相談により実施されている。相談件数及び問合せ件数の大幅な伸びにも関わらず、事業費は前年度並みに据え置かれている。社会福祉協議会においては、適切に事業費を算出するため、相談件数と対応人員とを適切に見込むことにより、事業費を毎年度見直すべきである。</p>	監査人の意見を受け、社会福祉協議会が事業費の見直しについて検討を行った。本事業に要する経費は、第三者で構成される運営適正化委員会の設置、運営及びその委員会の事務局員の配置に要する費用等である。事務局員による相談の対応は他の業務と兼ねて行われており、現状の相談件数では、増減に伴つて人員が変動するものではないため、事業費の見直しは困難との結論であった。

監査の結果及び意見	講じた措置等
5 宅老所支援費 ①(指摘) 事業の目標等に関するPDCAについて 事業を実施するに当たり、目的を達成するための目標件数、目標普及率の設定が明確ではない。 そもそも予算設定が目標数値に基づいた積み上げ計算になつてないため、宅老所に対する支援方針を明確にすべきであろう。 最新の状況を調査したうえで目標とする普及率等を設定し、実績を評価し、翌年度の計画見直しへつなげるPDCAサイクルの導入が望まれる。	平成27年度からの介護保険制度改革により宿泊サービスを伴う通所介護事業所の指定権者への届出が義務化されることとなった。 ほとんどの宅老所はこの制度改正により届出が必要な事業所に該当するため、国の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」の事業対象となることから、事業を廃止することとした。
III-2 高齢者支援課(施設整備係)	
1 介護施設開設準備等事業費補助金 ①(意見) 補助対象について 事業者の中には補助金等を受領しなくとも、自力で開設・増床等を行うことが可能な事業者もあるのではないかと思われる。 国の緊急経済対策により始まったという経緯はあるが、事業者の多くは社会福祉法人であり、一部の社会福祉法人に対する財政面での社会的批判も聞かれており、今後、内部留保の取り扱いと補助制度の在り方について、国や他の自治体の動向も踏まえて検討していく必要があると思われる。	内部留保の取扱は、国において検討中であることから、その状況を見守っていく。 当該事業は国の地域医療介護総合確保基金においても補助対象とされていることから当分の間事業を継続していくこととした。
②(意見) 取引業者について ある社会福祉法人が備品とシステムの購入に当たり、最終的に購入している先は、当該社会福祉法人と何らかの関係が推定される業者であった。 法律上の規制は特に設けられていないが、補助金を受領していることや疑惑を招きかねないことを踏まえると、随意契約ではなく、競争入札とするなどの対策を講じることが望まれる。	補助対象とする備品等については、原則、競争入札とするよう指導することとした。
2 介護基盤緊急整備基金事業費 ①(意見) 補助金支給対象施設の財政状況について 施設運営を主に行っている社会福祉法人が、剩余金を多額に法人内部に内部留保し、社会に還元していないという指摘が全国的な問題として取り上げられている。 今後、内部留保の取り扱いと補助制度の在り方について、国や他の自治体の動向も踏まえて検討していく必要があると思われる。	内部留保の取扱は、国において検討中であることから、その状況を見守っていく。 当該事業は国の地域医療介護総合確保基金においても補助対象とされていることから当分の間事業を継続していくこととした。

監査の結果及び意見	講じた措置等
3 高齢者福祉施設等施設整備費補助金	
<p>① (意見) 社会福祉法人における設計監理委託の特命随意契約について</p> <p>補助の対象となる施設の設計監理委託について、複数業者からの見積書も徴取しておらず、特命随意契約されている事例が見受けられた。</p> <p>県は、工事契約においては指名競争入札を求めていたが、設計監理については指名競争入札を求めていなかった。</p> <p>委託契約について競争性を求めず補助金の対象とすることには疑問が持たれるため、今後は、設計監理についても競争入札を要件とすることが望まれる。</p>	<p>設計監理委託を補助対象とする場合には、原則、競争入札とし、それによらない場合にあっては、その理由を明確にするよう指導することとした。</p> <p>併せて、契約手続におけるコンプライアンス意識向上のため、補助事業者を対象に事業者工事請負手続等説明会を開催し、公平・適正な契約手続を行うことの徹底を図った。</p>
<p>② (意見) 社会福祉法人における利益相反行為について</p> <p>今回の取引は理事と社会福祉法人との取引であるが、「福岡県高齢者福祉施設等施設整備費補助金交付要綱」においては、特段の規制は設けられていない。しかしながら、利益相反行為が行われる場合には、理事に有利な契約が締結される可能性があるため、慎重な検討が必要である。</p> <p>委託費が適正な金額であったかどうかの検証は不十分であり、今後はこのような点も考慮すべきである。</p>	<p>補助対象とする委託契約については、原則、競争入札とするよう指導することとした。</p> <p>併せて、契約手続におけるコンプライアンス意識向上のため、補助事業者を対象に事業者工事請負手続等説明会を開催し、公平・適正な契約手続を行うことの徹底を図った。</p>
4 介護保険地域支援事業交付金 <p>① (意見) 対象とする事業について</p> <p>任意事業は、市町村の創意工夫により取り組むことが可能な事業であるが、県としても、福岡県全體で高齢者向け施策を推進するために、たとえば、市町村独自に実施している上記の施策と県が実施する施策を整理した「市町村別事業マップ」を整備することにより、事業の実施主体を問わず、地域別にどのような事業をどの団体(自治体、外郭団体、民間事業者等)が実施しているかを明示すれば理解が容易になるものと思われる。</p> <p>また、「市町村別事業マップ」により、市町村が先進的な取り組みなどを参考にすることができることや、類似事業で集約した事例など改善の検討ができるよう、市町村への情報提供が必要と思われる。</p>	<p>任意事業を含む地域支援事業については、市町村の取組状況を調査し、その結果を取りまとめて、市町村に情報提供を行った。(毎年4回実施)</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
5 地域支え合い体制づくり事業 ①(意見) 事業実績の検証について <p>年間5回しか開催しない研修会のためにノートパソコンを購入することについて経済的な観点からの検討が必要である。</p> <p>当該自治体の補助金実績報告では、パソコンを活用した活動内容やその実施頻度は確認できなかった。</p> <p>補助事業の実績報告の検証に当たっては、補助により購入した備品等が有効に活用されていることを確かめる必要があると思われる。たとえば、ただ備品を購入したことを確認するだけではなく、当該備品の利用頻度や当年度購入する緊急性などの観点から、実績報告書の詳細を確認し、また事業の有効性や効率性について市町村へ問い合わせる必要があると思われる。</p>	
6 高齢者等在宅生活支援事業(福岡住みよか事業) ①(意見) 事業の有効性について <p>当事業と関連があるバリアフリーアドバイザー事業(建築都市部住宅計画課)の派遣実績は、年間わずか20件である。</p> <p>現在のまま推移するのであれば、窓口を一本化した方が効率的である。また、連携不足により当事業の周知活動が足りないのであれば、バリアフリーアドバイザー派遣事業と当事業(バリアフリー工事補助)とを連携するべきである。</p>	
III-3 高齢者支援課(施設運営係) 1 身体拘束廃止推進事業 ①(意見) 事業に伴う収入の取り決めについて <p>契約書、仕様書等において参加者収入の取り扱いが触れられていない。事業に伴う収入についても約定する必要がある。</p> <p>なお、平成26年度契約では仕様書で参加者収入について明記しており解決済みである。</p>	<p>平成27年度から市町村に対して、住宅計画課のバリアフリーアドバイザー派遣制度に係るパンフレットを送付し、制度の周知を行った。</p> <p>今後とも、住宅計画課と連携をとつてしていく。</p>
②(意見) 事業実績報告における決算について <p>事業実績報告書における、当事業の決算書では、受講料収入が記載されておらず、委託料のみが収入として計上され、支出は収入と一致するよう記載されている。</p> <p>県においては、事業に係るすべての収益、費用について、実績報告で記載を求めることが検討が必要であると思われる。</p>	<p>平成26年度に仕様書及び契約書に明記した。平成27年度も同様である。</p> <p>平成26年度における事業実績報告では受講料収入を含めた収支報告書での報告を依頼し、提出を受けた。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
2 介護職員喀痰吸引等研修 ①(指摘) 委託先の選定について 当事業の委託先選定については、単独見積もりにより選定し、特命随意契約としている。 県においては、安易に過年度実績に基づき単独見積もりとすることなく、委託先を選定すべきである。 なお、平成26年度は複数社から見積書を徴取り委託先を選定しており、上記の事項は改善されている。	平成26年度に続き、平成27年度も複数社から見積書を徴取り委託先を選定した。
3 介護職員等技能向上支援事業 ①(意見) 事業実績について 同事業の実績は、計画に対し大幅に未達である。 県では、達成できなかつた理由として、利用者のニーズが反映された制度設計となつていなかつたと把握している。一義的には、緊急雇用対策を目的としたものであつたとしても、効率的に実施することが求められる。利用者のニーズを把握したうえで事業を開始する必要がある。 制度を利用して便益を受けることができる施設からは、回答を得られやすいはずであるから、アンケート調査の実施により、より効果的な運営ができるものと思われる。	平成26年度に利用事業者及び未利用事業者双方に対し、抽出によりアンケート調査を行つた。 その結果、未利用事業者については事業の認知率が5割弱であったため、介護関係雑誌やHPによる周知、事業者へのダイレクトメール発送等、受託者と連携した幅広い広報活動を行い、事業の活用を促した。
III-4 高齢者支援課(監査指導係)	
1 社会福祉法人指導監督事務費 ①(意見) 指導監査対象法人及び施設の選定について 県における社会福祉法人の指導監査は「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」(厚生労働省通知)によつているとのことであったが、当通知どおりには指導監査が実施されていない。 当通知に従つて、県における社会福祉法人の指導監査のうち、一般監査は2年に1回実施すべきである。	一般監査について2年に1回実施するため、平成27年度は所管する法人及び施設の半数について指導監査を実施する年間計画を策定し、当該計画に基づき、着実に指導監査を実施することとした。 加えて、外部監査の活用、福祉サービス第三者評価事業の受審を推奨することで一層の法人運営の適正化を図つている。
②(意見) 現況報告について 県は、社会福祉法第59条第1項の規定に基づき、現況報告書を各社会福祉法人へ求めている。 提出された書類を見ると、決算書そのものを提出している法人もあれば、所定の様式で提出している法人もある。たとえば、ある法人は財務諸表等のみ提出し、様式への記載はしていない。 不統一な書類提出の下で、いかなる財務分析が行われたのか疑問に感じるが、少なくとも提出書類については統一すべきである。	各社会福祉法人には、平成26年度から国が示した統一様式により現況報告を提出させ、財務諸表とあわせて県のホームページで公表を行つてはいる。

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>③(意見) 貸付金について</p> <p>平成24年度の貸借対照表上において、高額な貸付金残高を計上している法人がある。補助金や介護保険収入を受けている社会福祉法人が、法人外部に不適切な資金を流出するのは極めて重大な問題である。上記貸付金については、県の監査においても、継続的に指導を行っている。今後とも改善指導が必要である。</p>	<p>県としては、指導監査の際に回収の状況を確認するとともに継続的な督促を行うなどの対応を行うよう指導してきたところであり、今後も継続的に改善指導を行っていく。</p>
<p>④(意見) 役員報酬について</p> <p>役員報酬を計上している法人が散見されるが、役員に報酬を支給する執務実績があるか否か把握する必要がある。役員報酬の適正支給額については議論の余地があるが、勤務実態のない役員への支給は論外であるため、勤務実態に応じた支給を指導すべきである。</p>	<p>役員報酬については、これまでも指導監査時に役員報酬規程の整備状況、出勤簿(タイムカード)や業務日誌の確認を行うなど、勤務実態に応じて支給するよう指導を行っている。現在、国において法整備が進められている社会福祉法人制度の改革の動向を踏まえ、役員報酬のあり方について検討を行う。</p>
<p>⑤(意見) 借入金について</p> <p>県外の学校法人より借入を行っている事例があった。社会福祉法人が学校法人から資金の借入を行うことは、不適切な取引であるため、当該取引を解消すべきである。県では法人に対して借入の返済も含めた財務体質の改善の指導を行い、法人はその返済に努めているが、今後とも適正な運営を行うよう指導する必要がある。</p>	<p>法人は借入金の返済に努めており、県としては、借入金の返済を含めた財務体質の改善を指導するとともに、適正な運営を行うよう継続的に指導を行った。</p>
<p>⑥(意見) 指導監査結果通知の改善措置について</p> <p>指導事項を見ると、同様の指摘が散見されたことから、複数の法人に対して重複して指摘する項目については、事前に周知することにより「予防」することが可能ではないかと思われる。</p>	<p>全施設が参加する集団指導において、主な指摘・指導事項をまとめた資料を配布し、適正な事務処理を行うよう指導した。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
IV 介護保険課	
1 介護支援専門員実務研修受講試験・養成研修事業	
<p>①(指摘) 介護支援専門員実務研修における実施報告について</p> <p>福岡県介護支援専門員指定研修実施機関指定要綱において、毎事業年度終了後1月以内に事業報告書を県に提出することを求められているが、1団体からは事業報告書が提出されていなかった。</p> <p>県は、指定機関が適切に事業を実施しているか否かを確認するため事業報告が必要なはずである。事業報告書が期限内に提出されなければ、すみやかに提出を求める必要がある。</p>	<p>当研修は、指定制であり県の支出が生じないため、実績報告書の受領の確認を失念していたもの。この団体からは、平成26年10月に実績報告書を提出させた。</p> <p>以後、このようなことがないよう、実績報告書の提出については、当課職員も細心の注意を払うこととし、団体に対しても周知徹底を図った。</p>
<p>②(意見) 介護支援専門員実務研修受講試験における申込み受付業務の委託先選定について</p> <p>試験の申込み受付業務を福岡県介護支援専門員協会に委託している。委託先選定については、単独見積りにより行われ、特命随意契約となっている。</p> <p>確かに、福岡県介護支援専門員協会が、受験資格の審査等に必要なノウハウを有していることは理解できる。しかしながら、当委託内容は、要件に従い申込みを受け付ける業務であり、他に実施可能な団体もあると思われる。</p> <p>委託先の選定については、他に実施可能な団体がないかどうか検討を行う必要がある。</p>	<p>当受付業務は、単に要件に従い申込みを受け付ける業務ではなく、受験資格の判定は、対象となる職種・業務内容の組み合わせが180程もある中、さらにそれぞれの業務の従事日数を通算して資格を判断する必要があるなど、非常に専門性が高い。</p> <p>しかも、6,000人を超える受験生を1か月ほどの間に判定することとなり、十分な知識と迅速な判断が必要なことから、熟練した職員が複数人いなければ、ミスなく審査業務を行うのは困難である。</p> <p>さらに、平成27年度は受験要件の見直しが行われ、平成29年度の試験までは、経過措置として従前の受験資格でも受験が可能であるため、新旧双方の基準を理解し、迅速に判断する必要がある。</p> <p>この状況を踏まえつつ、委託先の選定について、検討する。</p>
2 介護支援専門員支援事業	
<p>①(意見) 委託先の選定について(介護支援専門員現任研修、主任介護支援専門員研修)</p> <p>福岡県介護支援専門員協会に委託して事業を実施している。委託先選定については、単独見積りにより行われ、特命随意契約となっている。</p> <p>主任介護支援専門員研修は、他の介護支援専門員に適切な指導・助言を行うことができる者を養成するための研修で、非常に高度な内容であつたとしても、当協会以外では実施できないという理由はない。</p> <p>委託先の選定については、他に実施可能な団体がないか検討を行う必要がある。</p>	<p>平成25年度の調査では、他都道府県で委託しているのは25都府県であり、うち、21都府県が介護支援専門員協会か社会福祉協議会に委託している。</p> <p>介護支援専門員研修は専門性が高く、本県では福岡県介護支援専門員協会と福岡県社会福祉協議会の2団体しか対応できないと考えている。</p> <p>平成27年度の委託先の選定に当たっては、福岡県社会福祉協議会に受託できるか確認したところ、体制が整っていないとの理由で、見積の提出を辞退したため、介護支援専門員協会の単独見積りとなつたものである。</p> <p>平成28年度は、介護支援専門員研修の大幅な見直しが行われ、当該2団体と研修内容を協議しているところである。</p> <p>現在、平成28年度以降の研修方法を、委託で行うか指定にするかも含めて検討中である。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>②(意見)受講料収入の取り扱いについて(介護支援専門員現任研修、主任介護支援専門員研修)</p> <p>受講料収入の取り扱いについては、契約書、実施要領等において特段定められていない。 委託事業である以上、受講料の取り扱いについては、受講料が実費相当か否かに関わらず、契約書等において明記すべきである。</p>	<p>平成27年度からは、研修の実施要領に受講料の取り扱いについて明記した。</p>
<p>3 介護サービス事業者指導・育成事業</p> <p>①(意見)指導監査における実施計画の策定について</p> <p>県においては、実施方針を策定し、その中で当該年度の重点対象等を定めているが、実施計画については、年間の予定件数のみで、実施先、実施時期は定められておらず、実施計画としては具体性が乏しい。 限られた時間・人員でより高い効果を得るためには、より具体的な計画・効果的な指導実施先の選定が求められる。 指導実施先の選定において、優先順位を明確にし、そのことを計画でも明らかにするようにすれば、保険給付の適正化という観点からも効率的な指導が可能となるものと考える。</p>	<p>実施計画については、予定件数は実地指導を行う介護保険課及び4保健福祉(環境)事務所の計画数を合算した数を予定数としていた。 平成27年度の対象事業所選定の考え方等を実施方針に記載し、住宅型有料老人ホームに併設された指定居宅サービス事業所等を重点指導対象事業所として、実地指導を行った。 指導計画は、年間のスケジュール、具体的な実施事業所(予定)を明記し、当該計画に基づき、緊急に対応すべき事例が発生すれば随時修正を行いながら、効果的・効率的な指導監査を実施した。</p>
<p>4 介護サービス適正化事業</p> <p>①(意見)ケアプランチェックソフトの活用について</p> <p>ケアプランチェックは、介護支援専門員の作成するケアプランが、利用者の現状と問題点を十分に把握し、要介護状態の維持・改善につながる適切なものとなっているかを確認し、より適切なケアプランの作成につなげることを本来の目的としているが、その実施による金額的な影響を算出できれば、当事業が介護給付の適正化にどれだけの成果を上げることができたのかをより明確に把握することが可能となるものと考える。</p>	<p>ケアプランチェックの結果は、利用者にとって過不足なく適切なサービスが提供されるよう、ケアプランが作成されているかを確認するものであり、その実施による金錢的な影響を算出することは困難である。 ただし、ケアプランチェックの結果として、返還が生じた事例については、保険者に積極的に情報提供していく。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
V 福祉総務課	
1 老人クラブ助成事業	
<p>①(意見) 目標値と実績との乖離について</p> <p>当事業の成果指標は「単位老人クラブへの加入率」である。目標と実績との間に乖離のある状態が続き、しかも乖離幅が拡大傾向にあるため、改善策の検討などの事業の見直しや目標設定の見直し等が行われるべきであるが、詳細な検討が行われていない。</p> <p>目標値として適切であったかという点から検討すべきであり、目標実現のための具体的な計画値の設定の在り方について見直しが必要である。</p>	<p>高齢者数が大幅に増加する一方、高齢者の参加する団体や活動が多様化したため、老人クラブへの加入率が低下し、目標と実績との間の乖離が生じていた。今後、さらなる高齢化の進展に伴い、乖離幅は一層拡大すると見込まれる。</p> <p>この現状を踏まえ、一定数の会員数を確保していくことが、老人クラブの活発な活動を維持するため、より適切な成果指標と考えられることから、平成27年度以降、従来の「単位老人クラブへの加入率」から、「単位老人クラブ数」「市町村連合会会員数」「市町村連合会加入クラブ数」への見直しを行った。</p> <p>老人クラブに対する補助金等の支援のあり方について、福岡県老人クラブ連合会と協議し共通認識を持った上で、その結果を平成29年度予算に反映させるよう、平成28年夏を目途に、検討を行っていく。</p>
2 市町村老人クラブ連合会健康づくり事業	
<p>①(意見) 事業の実施方法について</p> <p>当事業は全市町村を対象としているものの、補助の対象となった事業を実施した市町村は、57件中25件に留まっており、実施規模も市町村により異なる。そのため、目標は達成しているものの、県全体へ公平な事業が実施されていたか否か判断し難い。</p> <p>県全体としての各市町村クラブ連合会への助成の状況について、担当課では把握できていない。他の部署にもスポーツイベントを開催・助成する部署もあるが、県全体で大局的に施策や各課の役割分担を決めたうえで、他部署の事業と重複したり、逆に欠如したりすることがないようにすることが望まれる。</p>	<p>本事業は老人クラブにおける健康づくりを目的としたもので、市町村は目的に合う事業を選択して行っており、重複した申請も認めておらず、他事業との一定の整理はされている。</p> <p>しかし、県全体としての市町村老人クラブ連合会への助成の状況を把握し、他課との役割分担を行うことは、より効果的・効率的な支援に資するものである。支援のあり方について、平成27年度の組織再編で新設した高齢者地域包括ケア推進課を中心として、今後、関係部局と協議しながら、検討していく。</p>
3 高齢者相互支援推進・啓発事業	
<p>①(意見) 実績の確認方法について</p> <p>補助金を支給するに当たり、目的の達成度を確認するための実績件数の捉え方が明確ではない。</p> <p>成果指標である「支援訪問戸数」は別の事業である「高齢者ネットワーク推進事業」に適した指標であり、「高齢者相互推進・啓発事業」の成果指標としては「研修回数」等の指標がより適切であるものと思われる。</p> <p>今後は適切な成果指標を目標とすることが望まれる。</p>	<p>従来は、支援活動員の活動に着目し、その実績件数である「支援訪問戸数」を成果指標としていたが、事業目的からはやや間接的なものとなっていた。</p> <p>意見を踏まえ、より直接的に事業目的の達成度を確認できる成果指標として、「研修回数」、「支援活動員の選任数」等への見直しを検討していく。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
4 新しい老人クラブ活動づくり支援	
<p>①(指摘) 魅力ある老人クラブへの転換事業における事業の主要項目の策定について</p> <p>事業の目的は、会員数増加によるクラブの活動力や組織力の強化及び高齢者自らが相互に助け合う社会システムの構築となっている。</p> <p>事業の主要実施項目は、a. 広報活動、b. 健康づくり活動及び交通安全対策、c. 女性委員会活動と幅広くなっている。aは老人クラブ会員数の増加に直結する事業に思われるが、b及びcが当事業目的に合致したものといえるのか、という点で疑問が残る。</p> <p>幅広い業務を一つの補助事業にすると、当該事業の継続の要否の判断や必要な事業予算の策定が困難となる。</p>	<p>福岡県老人クラブ連合会では、リーフレットや機関誌による「広報活動」に加え、高齢者の関心が高く、自身にとってもメリットのある「健康づくり活動」や地域に貢献できる「交通安全対策」、女性の加入を促すための「女性委員会活動」を幅広く実施している。</p> <p>県としては、これらの取組みにより、老人クラブの魅力と活動を高めることで、会員数の増加が図られるものと考えてきたが、監査の指摘を踏まえ、平成28年夏を目途に、補助金等の支援のあり方及び福岡県老人クラブ連合会の位置付けを検討し、その結果を平成29年度予算に反映させるよう、福岡県老人クラブ連合会と協議を行った。</p> <p>今後、福岡県老人クラブ連合会と協議し共通認識を持った上で、より補助事業の目的に沿ったものとなるよう、福岡県老人クラブ連合会に期待する事業や役割とその位置付け、老人クラブに対する補助金等の支援のあり方を検討し、内容の充実を図る。</p>
<p>②(意見) 魅力ある老人クラブへの転換事業における補助の普及率に関するPDCAについて</p>	
<p>補助金を支給するに当たり、目的を達成するための目標件数、目標普及率の設定が明確ではない。</p> <p>活動員の派遣状況の方が事業目的の指標としてより適切ではないかと考えられるが、県は会員獲得数を指標とし、しかもその実績報告を受けていなかった。</p> <p>最新の状況を調査したうえで目標とする普及率等を設定し、実績を評価し、翌年度の計画見直しへつながるPDCAサイクルの導入が望まれる。</p>	<p>従来の成果指標である「新規加入会員5%獲得クラブ数」については、達成できたクラブ数の把握が困難なため、目標と実績の管理が十分にできていない状況であった。</p> <p>このため、老人クラブの活性化と活動基盤の強化を図る適切な成果指標として、平成27年度から「新規加入会員数」に見直した。</p> <p>今後、福岡県老人クラブ連合会と協議し共通認識を持った上で、より補助事業の目的に沿ったものとなるよう、福岡県老人クラブ連合会への補助金等の支援のあり方を検討し、内容の充実を図るとともに、PDCAサイクルの導入を検討していく。</p>
<p>③(意見) 高齢者ネットワーク推進事業における補助の普及率に関するPDCAについて</p>	
<p>補助金を支給するに当たり、目的を達成するための目標件数、目標普及率の設定が明確ではない。</p> <p>実績の評価は、取組クラブ数よりも支援活動員の派遣回数の方が適切ではないかと思われる。</p> <p>最新の状況を調査したうえで目標とする普及率等を設定し、実績を評価し、翌年度の計画見直しへつながるPDCAサイクルの導入が望まれる。</p>	<p>従来の成果指標である「取組クラブ数」は減少傾向にあり、目標と実績が乖離し、高齢者相互支援活動員の活動実態を反映していないことから、「支援訪問戸数」の報告を受けて活動実態を把握してきた。</p> <p>今後、福岡県老人クラブ連合会と協議し、支援訪問の実態を確認した上で、より具体的な活動実態を反映する「支援訪問戸数」への成果指標の見直しとPDCAサイクルの導入を検討していく。</p>
5 高齢者団体支援事業費(総論)	
<p>①(意見) 高齢者団体支援事業費総論</p>	
<p>高齢者向け施策が多様化しているため、福岡県老人クラブ連合会の位置付けを再検討すべきである。</p> <p>県として今現在の福岡県老人クラブ連合会の果たすべき役割を明確にし、その上で整理された後の福岡県老人クラブ連合会に必要な事業費を補助すべきではないかと思われる。</p> <p>なお、福岡県老人クラブ連合会に期待する事業や役割を見直すにしても、県の担当課は複数にまたがっている。現状のままでは高齢者向けの施策を全体的、統一的に検討することが困難であると思われるため、当該施策を俯瞰して運営できるような体制を検討することが望まれる。</p>	<p>平成27年度の組織再編で新設した、高齢者福祉施策を一元的に所管する高齢者地域包括ケア推進課を中心として、今後、関係部局とより一層の連携を図りながら、高齢者施策全般を推進していく。</p> <p>その上で、福岡県老人クラブ連合会に期待する事業や役割について、同連合会と協議しながら検討していく。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
VI 子育て支援課	
1 高齢者子育て支援推進事業	
<p>①(指摘) 委託先の管理について</p> <p>委託先である福岡県シルバー人材センター連合会の資料を閲覧したところ、県の承認を得ていない再委託や、同団体の経理規定に反した財務処理が見られた。</p> <p>県は、委託者として、調査、報告、監査が認められており、委託先の適切な管理が必要である。</p>	<p>平成26年度以降、再委託に係る承認申請を事前に提出させ、県の承認を得て再委託を行うよう、福岡県シルバー人材センター連合会に対し指導した。(平成27年度は再委託なし)</p> <p>財務処理についても、団体の規程に則って適切に行うよう、指導した。</p>
<p>②(意見) 委託先の選定について</p> <p>当事業は、福岡県シルバー人材センター連合会に委託して事業を実施している。委託先選定については、単独見積もりにより行われ、特命随意契約となっている。</p> <p>確かに、福岡県シルバー人材センター連合会においては、業務を実行するノウハウを有しております、県が委託先として最適と考える団体かもしれない。</p> <p>しかしながら、仮に他に必要条件をクリアできる団体があるのであれば、競争原理を働かせるためにも、単独見積もりとするのではなく、価格その他の条件から最も有利なものを落札者とする公募型プロポーザル方式による委託先選定を検討すべきである。</p>	<p>当事業を開始するに当たり、事業を円滑かつ効果的に実施するためには、高齢者の社会参加促進を公益事業として実施し、県内各地に構成員を有する福岡県シルバー人材センター連合会が最適であると考え、これまで特命随意契約を行ってきた。</p> <p>しかしながら、事業開始から3年が経過し、子育てマイスター認定者は907人となり、メディアでその活躍が報道されるなど、当事業の認知度は高まっている。</p> <p>このようなことから、受講者の募集、マイスターの活動先の開拓等の業務は、高齢者の就業支援を専門としているくとも実施できると考えられることから、平成28年度より公募型プロポーザル方式による委託先の選定を実施することとした。</p>
<p>③(意見) 70歳現役センター内設置コーナーの稼働状況について</p> <p>「福岡県70歳現役応援センター」内に、子育マイスターコーナーを設け、電話相談や、週3回、相談員による窓口での対面面談を行っている。子育てマイスターコーナーでの対面による相談は年間で42件にとどまっている。</p> <p>今後は、訪問者が少数である理由の分析や事業周知により、より高い効果の得られる運営が求められる</p>	<p>子育てマイスターコーナー(福岡市博多区)の訪問相談が少ない要因について、業務委託先に聞き取りを行ったところ、当事業の対象者が県内各地の60歳以上の高齢者であることから、利便性の高い電話相談を選択しているのではないかとのことであった。</p> <p>マイスターコーナーには、事業に関連した資料を揃えており、相談に際しては、写真やパンフレットを実際にみてもらしながらわかりやすく説明できるといった電話相談にはない利点があることから、訪問が可能な方の利用を促進するため、当コーナーの周知に努め、当事業の効果的運営を図った。</p>
VII 保護・援護課	
1 生活福祉資金貸付事業	
<p>①(意見) 事業実績の管理について</p> <p>当事業が補助する対象事業は貸付事業であり、福岡県社会福祉協議会が実施している。実績報告によると、貸付金の償還状況が極めて悪い。</p> <p>貸付金が返還されないことによる毀損額が税金の損失となる以上、延滞管理の状況を詳細に把握し、福岡県社会福祉協議会に対して指導することが望まれる。</p> <p>貸付事業は貸付けた後、回収するまでが一連の事務手続であるため、「福岡県生活福祉資金貸付規程」において、債権管理や債権放棄等に関する定めを整備する必要があると考える。</p>	<p>事業実施主体の福岡県社会福祉協議会に対し指導を行い、次の対応を実施してもらった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県社会福祉協議会の福岡県生活福祉資金貸付規程に債権放棄に関する規定を追加。 ・生活福祉資金債権管理業務マニュアルを27年度中に策定。

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>② (意見) 延滞債権について</p> <p>健全債権、長期滞留債権ともに償還率が非常に低いため、債権回収の体制を強化する必要がある。福岡県社会福祉協議会としては督促等を実施しているとのことであるが、督促方法の見直し等の対応を図るよう求めるべきと考える。</p>	<p>事業実施主体である福岡県社会福祉協議会と協議を行い、滞納債権のうち、連帯借受人との接触する機会が多く回収見込みが高い、教育支援資金を中心に訪問償還指導を行うなどの債権回収活動の取り組みを見直すことで、償還率向上を図っていくこととした。</p>
<p>③ (意見) 福岡県社会福祉協議会における生活福祉資金特別会計の財務状況及び徴収不能引当金について</p> <p>現状の徴収不能引当金の引当率は6.1%となっているが、最近の償還率の実績は、資金種類に応じて30%台から70%台であり、90%を超えている貸付金はないため、実態に即した引当金が計上されていない。</p> <p>適切な徴収不能引当金の計算を行い、財政状況を適切に財務諸表において表現するよう求めるべきである。</p>	<p>平成26年度決算における徴収不能引当金について、新会計基準に基づき26億3千万円を計上した。(包括外部監査対象年度に比べ20億6千万円増)</p> <p>27年度以降も、適正な引当額が計上されるよう求めていく。</p>
<p>2 日常生活自立支援事業</p> <p>① (意見) 事業実績の管理について</p> <p>専門員1名当たりの契約締結件数に関する国の利用基準をベースにして、これに目標利用数を乗じて人件費の見積もりを行っているが、実績件数が目標件数を大幅に上回っている</p> <p>目標利用数の設定に当たり、前年度実績数を加味した数値を設定し、適切な予算措置を行うことが望まれる。</p> <p>なお、平成27年度予算においては改善する見込である。</p>	<p>日常生活自立支援事業に関する相談件数の増加や支援対象者との契約件数の増加に対応するため、本事業に関する直近の利用実績を考慮し、平成27年度予算において、利用申請の受付や支援計画の策定、利用契約の締結を行う基幹型社会福祉協議会を3ヶ所から9ヶ所に増やすとともに、専門員を4名から12名に増やし、適切に予算措置を行った。</p>
<p>VIII 新雇用開発課</p> <p>1 70歳現役応援センター設置(県内全域展開含む)</p> <p>① (意見) 再委託に係る契約方法について</p> <p>県では、「70歳現役応援センター」を公益法人に特命随意契約で委託し、同法人は一部業務を民間職業紹介事業者に再委託している。</p> <p>職業紹介業務のみを委託するのであれば、別途切り離して、契約内容に運営の一体性を確保する内容を施せば、県が直接委託する余地もあると考える。</p> <p>県が委託業務の進捗状況や内容を把握する精度を高めていくためにも、直接委託することを検討すべきと思われる。</p> <p>なお、平成26年度の事業においては、再委託により実施していた業務を直接委託として実施しており、再委託を解消している。</p>	<p>平成25年度の特命随意契約及び再委託に関する全局的な見直しの中で、当該再委託契約についても契約方法を見直し、平成26年度以降は直接委託として実施している。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>2 70歳現役社会づくりモデル地域事業</p> <p>①(意見) 変更承認申請について(苅田町、筑後市、みやこ町)</p> <p>変更が生じているにも関わらず、変更承認申請書は提出されていない。補助要綱に従い、変更承認申請書の提出が必要である。</p> <p>なお、変更割合だけで変更申請の要否を判定することとすると、少額の変更であっても、変更申請の必要が生じてくることとなり、事務手続きが煩雑である。要綱を改正し、変更割合だけでなく、金額基準を合わせて設定する等の工夫が必要であると考えられる。</p>	<p>当該事業は平成27年度に終了することから、補助要綱の改正は行わず、適宜変更承認申請を提出されることとした。</p>
<p>3 70歳現役社会実現に向けた高齢者の生きがいづくり促進事業</p> <p>①(意見)事業実績について</p> <p>勉強会・体験会の開催について、仕様書においては、開催回数5回程度、参加者数各15名程度、計75人程度の参加を目標としているが、事業報告においては、33名 概ね50%程度の集客となっている。</p> <p>目標数値として、決して高くない印象を受けるが、ニーズを調査する等により、実施内容の見直しや、周知方法の検討が必要と思われる。</p> <p>②(意見)事業の内容の重複について</p> <p>Webサイト「生きがいづくりナビ」のコンテンツは、「福岡県70歳現役応援センター」のWebサイトと内容が重複している印象を受ける。</p> <p>別にサイトを立ち上げるのではなく、コンテンツのみ「福岡県70歳現役応援センター」のWebサイトに取り込むという方法も考えられる。</p> <p>既存事業と重複する事業に関しては、効率性を追求すべきであると思われる。</p>	<p>高齢者のニーズを把握するため、70歳現役応援センター利用者に対してアンケートを実施し、当該アンケート結果に基づいて体験会の内容を見直した。</p> <p>周知方法についても検討し、多くの高齢者に周知できるよう、ケーブルテレビでの広報や、体験会実施地域の公民館等へのチラシ配布を行った。</p>
<p>4 シルバー人材センター育成・強化事業</p> <p>①(意見)補助交付先の管理について(公益社団法人福岡シルバー人材センター連合会補助金) 【福岡県シルバー人材センター連合会への意見含む】</p> <p>補助交付先である福岡県シルバー人材センター連合会の資料を閲覧したところ、同団体の財務規程に反した契約処理が行われていた。</p> <p>県では、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき、3年に1回の指導監査を実施している。</p> <p>しかしながら、福岡県シルバー人材センター連合会において、財務規程に反した取り扱いが散見されており、補助事業に関する事務の適正化を図る観点から、監査の実施方法や事務指導の工夫が望まれる。</p>	<p>平成27年3月に財務規程に係る事務の実施状況調査を実施したところ、定款との不整合や財務規程上の帳簿名称と実際の帳簿名称の不整合など、是正が必要な規定が複数あったため、県の規程も参考に、財務規程を見直すよう指導した。</p> <p>福岡県シルバー人材センター連合会においては、財務規程の見直しを行い、適正な事務処理を徹底することとした。</p> <p>公益法人への立入検査については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第27条の規定に基づき、適切に検査を行っていく。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
IX 住宅計画課	
<p>1 地域有料賃貸住宅供給促進事業費</p> <p>①(意見) 地域優良賃貸住宅建設費補助における補助対象事業の普及状況について</p> <p>平成25年度において、補助金の受給件数は1件のみである。</p> <p>当事業を開始した当初は高齢者の住居を安定的に確保するという意義があったのであろうが、当該意義が現在も継続しているのかどうか検討すべきである。</p> <p>事業継続の検討に当たって、当事業は高齢者に限定されたものではなく、子育て世帯にとっては唯一の事業であり、廃止すれば子育て世帯にとっては補助制度がなくなるという懸念もある。しかししながら、年間1棟程度の補助事業であれば、恩恵を受けられる子育て世帯は極めて僅かであることから、当制度の活用を今後検討すべきである。</p>	<p>高齢者に対しては平成23年度に「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が改正となり、サービス付き高齢者向け住宅制度が創設され供給が進んだため、当事業の供給件数は減少し、当事業の「高齢者の住居を安定的に確保する」という意義は少なくなった。</p> <p>他方、平成27年度に国交省による「地域優良賃貸住宅制度要綱」及び「地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱」の改正が行われ、子育て世帯に対する居住面での支援を強化するため、既存住宅の子育て仕様への改良費に対する補助対象が拡充された。</p> <p>国の制度改革の趣旨を踏まえ、当事業を活用した子育て世帯への支援を検討しているところである。</p>
<p>②(意見) 高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助における補助金の支給額計算方法について</p> <p>補助金の計算方法は、計算式が複雑な割には入居者負担額の差が僅少となっており、負担能力の観点から疑問に思われる。</p> <p>また、複雑な計算式の設定により、職員の事務手続が煩雑になっているにもかかわらず、結果として入居者の負担にあまり差が発生しないのは、事務の効率性に問題があるように思われる。</p> <p>この補助金の計算方法については、国により決められているため、県としては如何ともしがたいが、今後の在り方については国と協議していくべきであろう。</p>	<p>高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助について市町のみでの事業者補助に変更し、平成26年度をもって県から市町への補助を廃止した。</p> <p>本事業の補助金の計算方法の在り方について、今後は市町の意見を踏まえ、国と協議していく。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
2 住宅情報提供推進事業費 <p>①(意見)あんしん住宅事業における委託の成果について</p> <p>目標数に対して、実績は毎年未達となっている。実績が目標に達しない場合、その原因を分析したうえで、事業の統廃合や目標を達成するための改善策、若しくは目標そのものを見直す等の検討をすべきである。</p> <p>「あんしん住宅」に関する事業について、実際に住宅を建設し展示する必要があるのか若しくは、広報誌やインターネット上の情報開示等で十分ではないか、等について慎重に検討すべきである。</p>	<p>目標来場者数9,000人は平成8年～18年までの来場者実績の平均であり、インターネットがあまり普及していない時期の実績をもとに算定したものである。</p> <p>目標達成のための改善策について、平成26年度新たに住宅の課題となっているエネルギー問題に対応するため、省エネ・創エネ等に関する展示を追加した。</p> <p>また、地域工務店の技術力向上の場として、社内研修や技術研修のための施設として利用できるように改善した。</p> <p>目標の見直しについては、上記改善策の結果、平成26年の目標来場者数(月平均)は前年度比4%増となつたことから、今後の来場者数の推移を見据えながら検討する。</p> <p>展示の必要性について検討した結果、毎年7,000人の来場数があり、更に上記の改善により来場数は増えていること、さらに小中学校等の省エネ学習の場としても活用されていること等から、今後も継続することとした。</p>
<p>②(意見)あんしん住宅事業における特命随意契約の理由について</p> <p>当事業は委託先である「一般財団法人福岡県建築住宅センター」に特命随意契約にて契約している。</p> <p>以前から管理しているという理由では他の事業者の参入を妨げることになるため、不適当である。</p> <p>特命随意契約に当たっては、受託者が受託するに当たっての能力的な十分条件だけでなく、その相手以外に候補者が全く存在しないという必要条件について検討する必要がある。</p>	<p>当事業の委託先には、住宅全般に関する知識を持ち、中立で公正な判断ができる公的な機関であることが求められる。</p> <p>平成27年度は、他公的機関について検討し、上記に該当する機関が存在しないことを確認した上で、(一財)福岡県建築住宅センターと特命随意契約とした。</p> <p>今後も、契約方法の決定にあたっては、同様の確認を行う。</p>
<p>③(意見)アドバイザー派遣事業における委託の成果について</p> <p>事業の予算策定に当たっては、事業目標等について検討する必要があるが、予算資料において、目標とする成果指標の記載が明確になされていない。</p> <p>県内の高齢者のうち20件(世帯)だけが当サービスの便益を享受したことになり、公平性の観点から疑問が持たれる。当事業は年間派遣件数が20件しかなく、県民に広く活用されているとは言い難い。</p>	<p>成果指標について、毎年確認できる事業目標に見直しを検討する。</p> <p>また、制度の認知度を高めるため、平成27年度、高齢者地域包括ケア推進課と連携し、市町村の担当部局に制度概要を周知するなど広報の強化に努めた。</p> <p>今後、介護保険によるケアマネージャーと連携するなど、県民が利用しやすい派遣制度への見直しを検討する。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
[総論]	
<p>①(意見)社会福祉法人について</p> <p>分析結果より、全法人の平均値で見ても、社会福祉法人別に見ても、比較的財務内容が良い状況にあると言える。</p> <p>そこで今後は、いわゆる内部留保(利益剰余金)について、事業継続に必要な額を除いて計画的に社会福祉事業や公益事業に再活用するよう、県が社会福祉法人を指導することにより、更なる地域福祉の推進を図ることが期待される。</p>	<p>国において社会福祉法人制度の改革のための社会福祉法等改正案[財務規律の強化(いわゆる内部留保の明確化、社会福祉事業等への計画的な再投資等)]が審議されており、この動向を踏まえ、対応方針を検討する。</p>
<p>②(意見)PDCAサイクルの活用について</p> <p>監査の結果、財務事務手続上の書類に不備はないものの、3E(有効性、効率性、経済性)や公平性の視点から事業を適切に実施できているか否か判断できない事業が見受けられた。</p> <p>特に、有効性や効率性の視点からは、計画や目標の設定から実績評価や見直しの流れをPlan-Do-Check-Action(以下「PDCA」)サイクルにより適切に循環させていくことが課題と考えられる。</p>	<p>平成27年度6月当初予算編成にあたり、各事業において、適切な事業目標、成果指標の設定を行うとともに、当該目標・成果指標の事業説明資料への記載について徹底するよう、全庁的に周知を行った。</p>
<p>③(意見)特命随意契約について</p> <p>ガイドラインでも触れているように、履行可能な相手方が1者しかいないという状況は、極めて例外といえる。当報告書における結果・意見の各論における委託先選定に対する記載も、主に履行可能な委託先が他にもあるのではないかという視点からの指摘である。</p> <p>随意契約審査会の制度については、これが形式的な審査となり、単に審査資料作成の事務作業を増やすだけの制度とならないよう、ガイドラインの厳格な適用と、適切な審査体制の維持が望まれる。</p>	<p>平成28年度から、随意契約審査会提出様式に、他業者における履行可能性の検討状況を記載させ、審査することとした。</p> <p>今後もガイドラインに沿って、随意契約(特に特命随意契約)の妥当性について審査を行っていく。</p> <p>また、特命随意契約の契約結果については地方自治法に定める少額などを除き、原則として県のホームページで公開することとしており、特命随意契約の透明性を高めていく。</p>